

愛媛県高等学校野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟を愛媛県高等学校野球連盟と称す。(以下、本連盟と称す。)

第2条 本連盟の事務所を会長または理事長の在勤校内におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は高等学校野球の健全なる発達を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 本連盟は愛媛県内の高等学校であって本連盟の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 本連盟は公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下、日本高野連と称す。)の組織に加わる。

第4章 事業

第5条 本連盟は第3条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 高等学校野球に関する調査・研究並びに指導・奨励
- (2) 高等学校野球大会並びに試合の開催
- (3) 高等学校野球選手・部員等のスポーツ障害予防
- (4) 就学前児童、小学生、中学生に対する野球の普及、振興
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名(ただし、1名は私学とする。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 評議員 各加盟校2名(校長と責任教師)
- (6) 監事 2名

第7条 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 会長は理事長を理事の中より委嘱する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長・副会長は加盟校の校長であることを要する。

第8条 理事長は理事を統括する。

2 理事は本連盟の業務を執行する。
3 理事は、原則として本連盟加盟校の野球部関係教員及び本連盟委嘱の審判委員であることを要する。

第9条 評議員は、校長と責任教師で構成する。

2 評議員は、本連盟の業務を補佐する。

第10条 監事は会計を監査する。

第11条 役員任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠選挙によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が満了しても後任者の就任まではその任務を行う。

第6章 審判

第 12 条 本連盟の審判委員は、理事会の審議を経て年度ごとに推薦し、会長は評議員会においてこれを委嘱する。

第 13 条 本連盟の審判委員は高等学校野球の本旨にのっとり加盟校の野球試合を主催し、また、審判技術の指導研究に責任をもって当たるものとする。

第 14 条 審判委員の中から、審判委員長 1 名、審判副委員長（3 名）を理事会で選出し、会長はこれを委嘱する。

第 7 章 会 議

第 15 条 本連盟の会議は評議員会、理事会及び部長理事会とする。会議はすべて会長が統括する。

第 16 条 評議員会は本連盟の議決機関であって毎年 4 月にこれを開く。

2 評議員会は次の事項を審議する。

- (1) 会長及び副会長の選挙
- (2) 理事、監事及び審判委員の推薦
- (3) 予算及び決算の審議並びに承認
- (4) 本連盟規約の改正
- (5) 新規加盟校の承認
- (6) その他必要なる事項

3 会長は必要に応じ臨時評議員会を招集することができる。

第 17 条 理事会は本連盟の執行機関であって会長が必要と認めたときこれを招集する。

第 18 条 部長理事会は当面の業務を審議する。

第 19 条 会議はすべての構成員の 3 分の 2（委任状を含む）以上の出席を以って成立する。

2 議事は出席会員の過半数によりこれを決定する。

第 8 章 経 理

第 20 条 本連盟の経費は日本高野連の補助金、会費及び寄付金その他をもって充てる。

第 21 条 本連盟の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

第 9 章 規約の改正

第 22 条 本連盟規約は評議員会の決議によらなければ改正することができない。

付 則

- 1 本連盟規約は昭和 22 年 3 月 31 日より施行する。
- 2 緊急やむをえない事項に関しては、会長において適宜処理することができる。
- 3 本連盟加盟校を代表するチームは 1 校 1 チーム（硬式・軟式）に限る。
- 4 本連盟は加盟校または選手・応援団が日本学生野球憲章の精神に違反すると認めたとときは、当該校野球部及び当該選手に対し適当な処置をとることがある。
- 5 愛媛県内の「高等学校」とは、日本高野連の加盟に関する規定を満たす学校である。
- 6 平成 8 年 4 月 12 日一部改正
平成 20 年 4 月 17 日一部改正
令和 2 年 4 月 24 日一部改正